

「強い変異原性あり」として行政指導対象となっている物質(既存物質)

No.	名称(別名)	CAS番号	化審法官報公示 整理番号	化審法旧二監 No.	性状等	融点 °C	沸点 °C	蒸気圧		用途	製造・輸入 量(t) (H24年度)		モデル SDS	GHS有害性区分1	規制等
								Pa							
1	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	140-66-9	3-503	157 (優先評価: 生態影響)	固体	85.8	279	6.37×10^{-2}	25	油性フェノール樹脂・界面活性剤原料	20000(※)	◎	○		(※)モノアルキル(C=3~9)フェノールとしての製造量。
2	ポリ(オキシメチレン)(別名パラホルムアルデヒド)	30525-89-4	9-1941	-	固体	120-180	-	<200	25	尿素樹脂・メラミン樹脂原料, ビニロン繊維アセタール化用	10,000	◎	○	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露):肺	SDS対象
5	4,α-ジクロロトルエン(4-クロロベンジルクロリド)	104-83-6	3-78	-	固体	31	223	257.3	25	医薬・染料・顔料中間体	4,000	△	○	皮膚感受性	
6	3-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸	92-70-6	4-398	-	固体	222-223	374.7	7.26×10^{-5}	25	染料中間体	4,000	△	○	皮膚感受性	
7	7-アミノ-4-ヒドロキシ-2-ナフタレンスルホン酸(J酸)	87-02-5	4-514	-	固体	180-200	-	3.27×10^{-9}	25	アゾ系および直接系染料中間体	1,000未満	▲	○		
9	4-アミノフェノール	123-30-8	3-675	-	固体	189.6-190.2	284	1.0	20	硫化染料中間体, ゴム老化防止剤, 写真現像薬原料	1,000未満	▲	○	呼吸器感受性、皮膚感受性、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露):血液系、特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露):血液系、腎臓	
11	2-クロロ-4-ニトロアニリン	121-87-9	3-407	-	固体	108	200	4.6×10^{-4}	25	アゾ系分散染料・顔料中間体	1,000未満	▲	○		
12	5-クロロ-2-ニトロアニリン(2-アミノ-4-クロロ-1-ニトロベンゼン)	1635-61-6	3-407	-	固体	125-129	-	2.77×10^{-2}	25	動物医薬・駆虫剤・医薬・染料中間体	1,000未満	▲	○		
13	3,5-ジクロロアニリン	626-43-7	3-261	-	固体	51	260	2.83	25	医薬・農薬・染料・顔料原料	1,000未満	▲	○		
14	2,3-ジクロロ-1-プロパノール	616-23-9	2-2002	-	液体	-	182	24.5	25	主にエピクロロヒドリンの製造に使用	1,000未満	▲	○		
15	1,5-ジニトロナフタレン	605-71-0	4-325	-	固体	219	-	5.7×10^{-4}	25	硫化染料中間体, 有機合成中間体	1,000未満	▲	○		
16	1,8-ジニトロナフタレン	602-38-0	4-325	-	固体	161	-	-	-	硝安爆薬の鋭感剤, 硫化染料, 有機化合物の中間体, 炭化物の添加剤	1,000未満	▲	○		
19	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン(三塩化シアヌリル)	108-77-0	5-1045	439	固体	147	198	266.6	70	染料・医薬・農薬原料	1,000未満	▲	○	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性、皮膚感受性、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露):神経系、呼吸器、特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露):脾臓 心臓 肝臓 腎臓 呼吸器 血液系	
20	2,4,6-トリニトロフェノール(ピクリン酸)	88-89-1	3-823	803	固体	122-123	>300	3.03×10^{-5}	25	花火・農薬(クロロピクリン)・染料(含金属染料)原料	1,000未満	▲	○	皮膚感受性、特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露):中枢神経系、血液系、腎臓、肝臓、特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露):血液系	表示・SDS対象、危険物(爆発性)
22	o-ニトロアニリン	88-74-4	3-392	989	固体	69-71	284	100.0	104	医薬・染料・顔料・ゴム薬原料	1,000未満	▲	○		
24	ブチルフェニルグリシジルエーテル	3101-60-8	3-575	-	液体	-	167	-	-	エポキシ樹脂の反応性希釈剤	1,000未満	▲	-		
29	2-メチル-4-ニトロアニリン	99-52-5	3-401	-	固体	132	-	0.13	25	染料・顔料・ジアゾ感光剤中間体	1,000未満	▲	○		

色塗りは1000トン以上の製造・輸入(10物質)

◎: 製造・輸入量 10,000t以上

○: 5,000t以上

△: 1,000t以上

▲: 1以上1,000t未満

届出2社以下の場合または製造・輸入量が不明な物質は記載していない

(注1)発がん性評価がある物質、長期発がん性試験実施済みの物質、リスク評価候補物質等は除いている。

(注2)製造・輸入量が把握できる物質のみを掲載している。